



農業 START BOOK

- 新規就農の手引き -



公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構
(えひめ機構)

START A FARMER

就農までのみちすじ

農業という職業を選択したいあなたに…
就農までの道筋を紹介します。

農業をやりたい

学ぶ

農業についての学習・就農相談

「将来、農業をやりたい」と思った日から
その準備が始まります。

- ▶ 農業を始めるにあたっての心構え
- ▶ どこで、どんな農業をやりたいのか
- ▶ 県内の就農相談窓口

家族でよく相談し、先輩農業者や就農相談窓口
に相談しましょう。特に、実家が非農家の方（新規参入者）は、
農業体験等を通して農業の適性を判断してください。

目標を立てる

自分の経営目標の明確化

- ▶ 農業はどのくらいお金がとれるの
- ▶ 作目別にどのような資本装備が必要か
- ▶ 農業次世代人材投資事業

どこで、何を、どれくらいの規模で作付するのか
目標とする経営像を描きます。親・親戚・知人、研修受入農家等の
農業経営を参考にしましょう。相談窓口も応援します。

- ▶ 青年等就農計画制度と青年等就農資金

スキルアップ

技術の習得

- ▶ 技術の習得

目標とする経営を実現するために必要な技術を習得します。

設備投資

資金の活用

施設・機械の確保

農地の取得

- ▶ 農地の取得
- ▶ 資金の調達と制度資金

農業経営を開始するのに必要な資金を借り入れます。
規模拡大や農業経営を開始するための農地の取得（借入等）や
施設・機械等を整備します。

就 農

- ▶ 関連情報（住宅の確保等）

就農先に定住し農業を始めます。就農後も生産技術や
経営改善等については相談窓口にご相談しましょう。

農業を始めるにあたって

1 農業を始めるにあたっての心構え

1 農業に対する自分の本当の気持ちを冷静に見つめる

あなたが、農業をやりたいと考えた動機は何ですか？

無農業の農産物を
食べたいから

会社勤めより
楽しそうだから

田舎の暮らしに
あこがれるから

などという理由であれば、もう一度考え直してください。

農業という職業で成功するには、**多くの努力を必要**とします。

農業は **自然が相手であり、思いもよらない事態** が数多く発生します。

また、一つの会社と同じですから、**栽培技術のみならず消費の動向までをも把握した経営手腕** が問われます。

短絡的な思いつきや、現実逃避型の就農では、**家族や周囲の農家の方に迷惑をかけるだけ** で終わってしまいます。

2 明日から農業者になれると思いますか？

農業をやりたいといっても、

作目の選定や作り方、農地はどうするのか、などやらなければならないことは無数です。

サラリーマンの場合には、「明日から出社してください」と言われるとすぐにその社員となり、1ヵ月後には給料をもらうことができます。農業の場合には、「明日から農業をやるぞ」とどんなに意気込んでも、決して農業者にはなれません。まず、必要な農業技術の習得と資金や農地、機械・施設が確保できて初めて農業経営が開始できます。また、農作物は短期間で成長するわけではありません。水稲や野菜などの1年生作物でも播種から収穫・出荷を経て、所得を得るのに6ヵ月程度はかかります。

3 特に新規参入希望者の方に心していただきたいこと

親の農業経営を継ぐという方の場合と違い、ゼロからのスタートですから、初期の設備投資に相当するお金が必要となります。いろいろな制度資金を活用したとしても、ある程度の自己資金は必要です。生活資金も作目によって異なりますが、概ね2〜3年分を目安に準備しておきたいものです。また、これまでのサラリーマン生活と一変し、家族単位で農業をすることになりますので、パートナーや子供さんの協力が得られるよう、事前に十分な話し合いが必要です。併せて、周囲の生活環境も一変することも考慮に入れておいてください。

2 どこで、どんな農業をやりたいのか

どのような
ところ？

- ▶ 山間地域
- ▶ 平坦地域
- ▶ 海岸地域

具体的な
市町は…？

何を？

作物 水稲、麦、大豆など

果樹 みかん、なし、かき、もも、いちじく、キウイフルーツ、ぶどうなど

野菜 トマト、きゅうり、なす、いちご、ピーマン、たまねぎ、レタス、メロンなど

花き きく、ばら、ゆり、カーネーション、トルコキキョウ、シクラメンなど

畜産 繁殖牛、飼育牛、乳用牛、豚、採卵鶏、ブロイラーなど

INDEX

就農までのみちすじ

農業を始めるにあたって

農業を仕事にするための 知識習得と資金計画

1 農業をスタートするのに必要な施設や機械など	4
2 農業はどのくらいの所得になるの？	6
3 就農準備資金	7
4-1 経営発展支援事業	8
4-2 経営開始資金	
5 青年等就農計画制度と青年等就農資金	9

農業を仕事にするための 技術習得と農地取得

1 技術の習得	
(1) 農業者キャリアアップ講座	12
(2) 農業機械研修	13
(3) 農業協同組合(JA)での研修	14
(4) 市・町・農業公社等での研修	15
(5) 県関係機関での研修	15
(6) 先進農業者での研修	15
(7) 営農インターン推進事業	16
(8) 各市町における支援	17
2 農地の取得	22
3 農地中間管理事業について	23
4 関連情報	24
5 農業を始めるにあたっての適性、知識、準備の進み具合をチェック	25

県内の就農相談窓口 26

農業関係研修教育施設 27

愛媛の主な特産物 28

START A FARMER

農業を仕事に するための 知識習得と資金計画

各種支援制度を利用しよう

新しく農業を始めるための基礎知識

1 農業をスタートするのに必要な施設や機械など

スタートする時に必要となる施設や機械の目安です。

これ以外にも、単価で10万円以下の道具や資材なども多数必要になるため、これ以上の資金が必要となります。

▶ 早生温州(露地)を200a栽培する場合

必要な施設・機械		規格	数量	価格の目安 (円)	耐用年数 (年)	年当たりの償却額 (円)
建物	倉庫	66㎡	1	3,828,000	24	159,500
施設	多目的スプリンクラー		200a	8,000,000	14	571,429
施設	貯水槽	20t	1	1,094,000	17	64,353
施設	単軌条運搬機レール		一式	1,566,900	14	111,921
機械	単軌条運搬機		2台	1,130,000	7	161,429
機械	動力噴霧器	6ps	1	224,000	7	32,000
機械	トラック	1t	1	2,000,000	5	400,000
機械	選果機	個人向	1	411,000	7	58,714
大植物	温州みかん樹		200a	9,960,000	28	355,714
計				28,213,900		

▶ 愛媛果試第28号(紅まどんな)(雨よけ)を20a栽培する場合

必要な施設・機械		規格	数量	価格の目安 (円)	耐用年数 (年)	年当たりの償却額 (円)
建物	倉庫	66㎡	1	3,828,000	24	159,500
施設	貯水槽	20t	2	2,180,800	17	128,282
施設	簡易ハウス		20a	3,000,000	14	214,286
機械	動力噴霧器	6ps	1	224,000	7	32,000
機械	軽トラック		1	920,000	4	230,000
機械	クローラー運搬車	400kg	1	350,000	7	50,000
大植物	愛媛果試第28号樹		20a	930,000	30	31,000
計				11,432,800		

▶ キウイフルーツ(露地)を20a栽培する場合

必要な施設・機械		規格	数量	価格の目安 (円)	耐用年数 (年)	年当たりの償却額 (円)
建物	倉庫	66㎡	1	3,828,000	24	159,500
施設	貯水槽	20t	2	2,180,800	16	136,300
施設	キウイ棚		20a	1,048,000	14	74,857
機械	軽トラック		1	920,000	4	230,000
機械	動力噴霧器	6ps	1	224,000	7	32,000
機械	クローラー運搬車	400kg	1	350,000	7	50,000
大植物	キウイフルーツ樹		20a	1,242,000	22	56,455
計				9,792,800		

就農時には、中古品などを利用して、
金額を少なくすることがポイントです！

▶くり(露地)を200a栽培する場合

必要な施設・機械		規格	数量	価格の目安 (円)	耐用年数 (年)	年当たりの償却額 (円)
建物	倉庫	66㎡	1	3,828,000	24	159,500
施設	貯水槽	20t	1	1,090,400	16	68,150
機械	軽トラック		1	920,000	4	230,000
機械	動力噴霧器	6ps	1	224,000	7	32,000
機械	クローラー運搬車	400kg	1	350,000	7	50,000
大植物	くり樹		200a	1,760,000	25	70,400
計				8,172,400		

▶夏秋きゅうり(露地)を30a栽培する場合

必要な施設・機械		規格	数量	価格の目安 (円)	耐用年数 (年)	年当たりの償却額 (円)
建物	倉庫	100㎡	1	5,800,000	24	241,667
機械	トラクター	25ps	1	2,300,000	7	328,571
機械	軽トラック		1	920,000	5	184,000
機械	動力噴霧器	6ps	1	224,000	7	32,000
機械	管理機	6ps	1	411,000	7	58,714
施設	かん水設備		一式	200,000	7	28,571
計				9,855,000		

▶いちご(施設高設加温)を30a栽培する場合

必要な施設・機械		規格	数量	価格の目安 (円)	耐用年数 (年)	年当たりの償却額 (円)
建物	倉庫	100㎡	1	5,800,000	24	241,667
施設	パイプハウス		30a	17,700,000	14	1,264,286
施設	簡易高設栽培装置		30a	6,990,000	14	499,286
施設	育苗ハウス、底面給水システム		一式	2,200,000	14	157,143
施設	可動式栽培用光反射装置		一式	1,350,000	7	192,857
機械	軽トラック		1	920,000	4	230,000
機械	温風暖房機	300坪用	3	3,270,000	7	467,143
機械	動力噴霧器	6ps	1	224,000	7	32,000
機械	炭酸ガス発生装置		3	1,440,000	7	205,714
機械	電照装置		一式	300,000	7	42,857
機械	冷蔵庫	1坪	1	590,000	7	84,286
計				40,784,000		

2 農業はどのくらいの所得になるの？

これからの経営や生活を考えるうえで、所得は重要な数値となります。

下の表は、愛媛県が公表している品目別の数値ですので、参考にしてください。

ただし、この数値はトップクラスの農家が栽培した数値なので、就農間もない皆さんは、これよりも厳しい数値になります。

▶ 愛媛県における作物別経営指標

(10アール当たり)

区分	品 目	栽培方法	収量 (kg・本)	単価 (円)	販売金額 (円)	交付金 など(円)	資材費など (円)	償却修繕費 (円)	所 得 (円)	労働時間 (時間)
作物	水稲(普通期)	3.5ha程度	540	184.0	99,360	7,500	49,762	44,070	13,028	20.1
	はだか麦	20ha程度	300	26.0	7,800	71,900	44,008	15,926	19,766	5.3
果 樹	温州みかん(早生期)	露地栽培 スプリンクラー防除	3,500	263.0	920,500	0	447,853	110,663	361,984	180.0
	いよかん	露地栽培 スプリンクラー防除	3,500	206.0	721,000	0	436,065	126,678	158,257	163.0
	不知火	露地栽培	3,000	333.0	999,000	0	476,969	98,750	423,281	268.0
	ぼんかん	露地栽培	3,000	248.0	744,000	0	373,079	74,804	296,117	183.0
	清見	露地栽培 スプリンクラー防除	3,500	280.0	980,000	0	509,696	93,583	376,721	228.0
	せとか	露地栽培	3,000	456.0	1,368,000	0	505,203	82,817	779,980	274.0
	愛媛県試第28号(紅まどな)	雨よけ栽培	3,500	781.0	2,733,500	0	891,297	185,642	1,656,561	303.0
	甘平	雨よけ栽培	3,000	676.0	2,028,000	0	591,070	76,763	1,360,167	254.0
	カラ	露地栽培	5,000	344.0	1,720,000	0	621,303	172,759	925,938	300.0
	かき(富有)	露地栽培	2,000	251.0	502,000	0	243,905	50,001	208,094	172.5
	キウイフルーツ	露地栽培	2,500	446.0	1,115,000	0	563,446	68,876	482,678	187.5
	くり	露地栽培	300	669.0	200,700	0	83,115	27,130	90,455	105.0
	ぶどう(シャインマスカット)	雨よけ栽培	2,000	1,054.0	2,108,000	0	489,206	173,063	1,445,731	336.0
野 菜	きゅうり	施設栽培促成	23,000	258.2	5,938,600	0	2,975,217	1,016,179	1,947,204	1,231.8
	きゅうり	露地栽培夏秋	10,000	218.6	2,186,000	0	1,133,531	116,360	936,109	693.5
	トマト	雨よけ栽培夏秋	10,000	359.3	3,593,000	0	1,917,889	578,716	1,096,395	1,028.5
	ピーマン	露地栽培夏秋	8,000	341.2	2,729,600	0	1,241,273	202,867	1,285,460	808.0
	キャベツ(加工用)	露地栽培	7,000	41.4	289,800	0	135,366	37,527	116,907	90.7
	いちご	施設栽培高設	5,500	906.4	4,985,200	0	2,075,859	1,305,110	1,604,231	1,732.1
	さといも	露地栽培	4,000	209.8	839,200	0	429,597	75,263	334,340	194.6
	なす	露地栽培	10,000	244.8	2,448,000	0	1,303,588	141,186	1,003,226	930.5
花 き	ばら	施設栽培	120,000	103.6	12,432,000	0	6,464,470	3,854,189	2,113,341	1,556.0
	デルフィニウム	施設栽培	39,600	142.0	5,623,200	0	3,147,911	1,032,894	1,442,395	1,164.0

※この表は「愛媛県農業経営指標」をもとに抜粋したものです。詳しくは、愛媛県のホームページを御覧ください。

やってみよう!

自分の経営については、「えひめで就業! 農林水産まるかじり就業支援サイト」の経営シミュレーション
(<https://ehime-marukajiri.jp/simulation>)で試算することができますので、ぜひ自分で計算してみてください!

3 就農準備資金

申請前にえひめ機構、
研修機関申請窓口で
ご相談ください。

研修生への支援です！

申請窓口

県地方局農業振興課、県支局地域農業育成室、農業大学校等教育機関
※研修機関を通じて申請

概要

年間150万円(原則最長2年間)の資金を交付

農業技術及び経営ノウハウの取得のための

研修に専念する就農希望者(原則2年間、年間150万円の給付金)を支援します。

(国内に加えて海外で研修を行う場合は、交付期間が3年間となる場合もあります)

▶ 交付対象者の主な要件(全て満たす必要があります)

- ・ 就農予定時の年齢が原則50歳未満で、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有していること
- ・ 独立・自営就農、雇用就農または親元就農を目指すこと

独立・自営 ▶ 農地の所有権・利用権等を有していること、主要な農業機械・施設を所有又は借りていること、生産物や資材等を自身の名義で出荷・取引すること、売上や経費の支出を自身の通帳・帳簿で管理すること
自身が経営の主宰権を有していること

雇用就農 ▶ 農業法人等への就職

親元就農 ▶ 従事5年以内に親族の経営を全て継承すること、法人化されている場合は親と共同経営者になること
又は親の農業経営とは別に新たな部門で独立・自営すること

- ・ 県が認めた研修機関で概ね1年かつ1,200時間以上研修すること
(目安:100時間/月×12月=1,200時間以上、研修日数が極端に少ない月は対象外)
- ・ 研修先と常勤の雇用契約を締結していないこと
- ・ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと
- ・ 承認申請時の前年の世帯全体の所得が原則600万円以下であること など

※全ての要件を満たしたうえで申請が可能なので、その後に面談・審査を行い予算の範囲内で決定するため
交付対象者にならないこともあります。

▶ 以下の場合返還の対象となります

- ・ 適切な研修を行っていない場合
- ・ 研修終了後1年以内に50歳未満で独立・自営就農、雇用就農または親元就農しなかった場合
- ・ 独立・自営就農した者が就農後又は親元就農した者が独立・自営した場合の経営開始後5年以内に、認定農業者または認定新規就農者にならなかった場合
- ・ 親元就農した者が従事5年以内に親族の経営を全て継承しなかった、法人化されている場合は親と共同経営者にならなかった又は親の農業経営とは別に新たな部門で独立・自営しなかった場合
- ・ 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、独立・自営就農、雇用就農または親元就農を継続しない場合
- ・ 研修中の研修状況報告及び就農後の1.5倍又は2年間のいずれかの長い期間以内の就農状況報告を定められた期限以内に行わなかった場合 など



4-1 経営発展支援事業

申請前に
申請窓口で
ご相談ください。

就農者への支援です！

申請窓口 市町

概要

就農後の経営発展のために機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等）を支援

支援額等

補助対象事業費上限 1,000万円（4-2の経営開始資金の対象者は上限500万円）
＜負担割合例：国1/2、県1/4、本人1/4＞

▶ 交付対象者の主な要件（全て満たす必要があります）

- ・ 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満で次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有していること
- ・ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であると認められること
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者であること
- ・ 本人負担分について金融機関から融資を受けていること など

4-2 経営開始資金

申請前に
申請窓口で
ご相談ください。

就農者への支援です！

申請窓口 市町

概要

年間最大150万円（最長3年間）の資金を交付

▶ 交付対象者の主な要件（全て満たす必要があります）

- ・ 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満で次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有していること
- ・ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に新規作物の導入等、新規参入者と同等の経営リスクのある取組みを行うと認められること
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者であること
- ・ 前年の世帯全体の所得が原則600万円以下であること
- ・ 市町が作成する人・農地プランに位置づけられていること、あるいは農地中間管理機構から農地を借受けていること

・ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと など
※ 全ての要件を満たしたうえで申請が可能なので、その後に面談・審査を行い予算の範囲内で決定するため交付対象者にならないこともあります。

▶ 以下の場合は資金の停止・返還の対象となります

- ・ 就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと判断した場合
- ・ 就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合
- ・ 虚偽の申請等を行った場合
- ・ 交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合 など



5 青年等就農計画制度と 青年等就農資金

就農のための計画づくりと
計画の達成に向けた資金を
支援する制度です。

ビジョンを立てる

青年等就農計画制度

青年等就農計画とは、これから農業を始めようとする方が、自らの農業経営に関する目標や必要となる施設・機械等についてまとめた就農に関する計画です。青年等就農計画制度は、この計画の認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して、資金や農地集積に関して重点的に支援するものです。

対象者

その市町の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等。
具体的には、以下の通り。

- ▶ 青年（原則18歳以上45歳未満）
- ▶ 知識・技能を有する者（65歳未満）
- ▶ 上記の者が役員の過半を占める法人

※農業経営を開始してから一定期間（5年）以内の者を含み、認定農業者を除く。（認定農業者とは、生産規模の拡大や経営管理の合理化などについて記載した農業経営改善計画を作成し、市町から認定を受けた者）

青年等就農計画の認定要件

- ▶ その計画が市町の基本構想に照らして適切であること
- ▶ その計画が達成される見込みが確実であること等

認定新規就農者のメリット措置

- ▶ 青年等就農資金（無利子融資）
- ▶ 農業次世代人材投資資金（経営開始型）
- ▶ 認定新規就農者への農地集積の促進

青年等就農計画の流れ

- 1 市町県へ相談
- 2 青年等就農計画を作成し、市町へ提出
- 3 市町が基本構想に照らして同計画を審査
- 4 市町から当該計画申請者へ認定を通知
- 5 認定新規就農者となる
（市町、県等関係機関により、計画達成をフォローアップ）

支援を受ける

青年等就農資金

対象者

新たに農業経営を
営もうとする青年等であって、
市町から青年等就農計画の
認定を受けた者（認定新規就農者）。

資金の使い道

青年等就農計画に明示された取り組みに必要な資金が幅広く対象となります。

施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農産物の生産、流通、加工施設や販売施設も対象となる。

果樹・家畜等

家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となる。

借地料等

農地の借地料や施設・機械のリース料等。※農地の取得費用は対象外。

その他の経営費

経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となる。

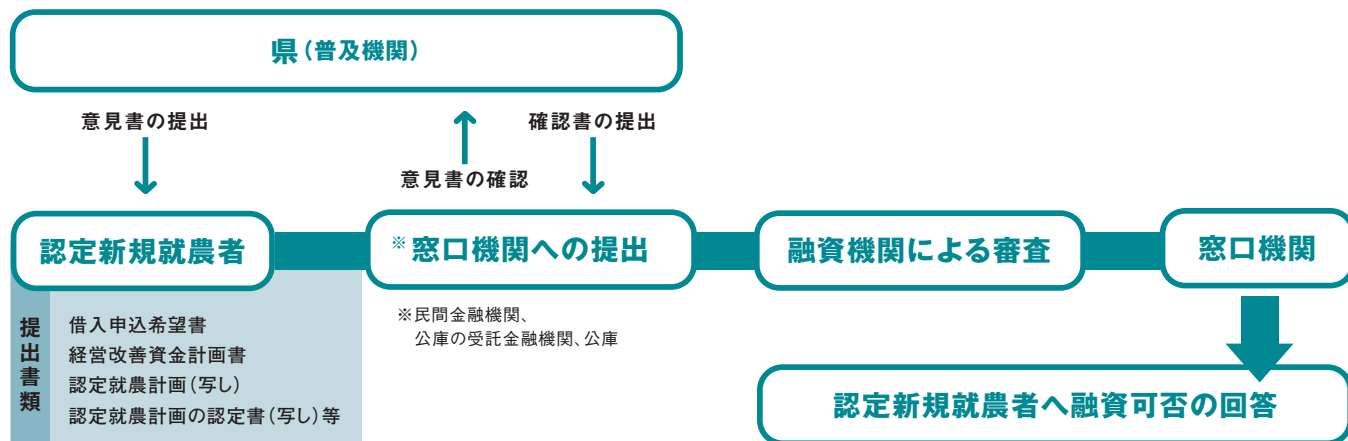
融資条件

▶貸付利率:無利子

▶償還期限:12年以内(うち据置期間5年以内)

▶借入限度額:3,700万円

▶担保等:実質無担保・無保証人



▶主な資金の種類と融資条件

	融資限度額	利率 融資対象	返済期間	融資機関
青年等就農資金※1	3,700万円	無利子 施設・農機具資金 長期運転資金	12年以内 うち据置期間 5年以内	日本政策金融公庫
農業近代化資金 (認定新規就農者の場合) (認定就農計画に従って 措置を行う場合)	個人:1,800万円 法人・団体:2億円 ※融資率:90%以内	0.4%※2 施設・農機具資金、 長期運転資金、 特定農家住宅資金等	原則17年以内 うち据置期間 5年以内	農協・銀行・ 信用金庫
経営体育成強化資金 (認定新規就農者の場合)	個人:1億5,000万円 法人:5億円 ※融資率:80%以内 ※青年等就農計画に従って行う 農地等の取得は1,000万円まで 融資率100%	0.4%※2 農地等取得資金 施設・農機具資金 長期運転資金	25年以内 うち据置期間3年以内 ※青年等就農計画に従って行う 農地等の取得は5年以内 ※果樹は10年以内	日本政策金融公庫

※1 青年等就農資金は、実質無担保・無保証人制度による融資。農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画の認定を受けたものが貸付対象。

青年等就農計画の対象者は、青年(原則18歳以上45歳未満)、知識・技能を有する者(65歳未満)、これらの者が役員の過半を占める法人。

農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者は除く。

※2 利率は、市場金利に応じて変動します。ご利用を検討される場合は最寄りの農協などで最新時点のものをお確かめください。

START A FARMER

農業を仕事に するための 技術習得と農地取得

各種研修・相談窓口を知ろう

農業を始めるための準備

1 技術の習得

(1) 農業者キャリアアップ講座(愛媛県立農業大学校での研修)

▶ 農業DX公開講座

スマート農業やデジタルツール活用を学びたい方が対象です。

対象者	定 員	期間・回数	内 容
農業者 農業指導者など	50人	6月から2月まで (年間6回)	スマート農業やデジタルツールの活用に必要な知識を習得させ、高度農業人材として育成します。

▶ 農業やろう塾

県内で農業を始めたい方が対象です。

対象者	定 員	期間・回数	内 容
農業に関心があり、 愛媛県内で農業を 始めたい人	10人	6月から2月まで (年間10回)	農業の基礎的な知識や栽培技術を習得するための講義・実習を通じて就農を支援します。

▶ 農業担い手育成塾

就農予定者や新規就農者で栽培技術等のレベルアップを図りたい方が対象です。

対象者	定 員	期間・回数	内 容
新規就農者 就農予定者	野菜コース／10人 果樹コース／10人	5月から2月まで (年間30回)	実践的な農業の知識や栽培技術を習得するための講義・実習を通じて、次世代の農業の担い手を育成します。

▶ 農業革新挑戦塾

経営を発展・改善させたい農業者が対象です。

対象者	定 員	期間・回数	内 容
認定農業者又は それを志向する経営体	10経営体	6月から2月まで (年間13回)	最新の農業経営情報などを学ぶほか、農業DXに関する講義や実習にも参加し、5年後の目標に向け革新的な経営改善計画を策定します。

▶ 就農啓発オープンスクール

就農を考えている方やひめカレ入学を考えている方が対象です。

対象者	定 員	期間・回数	内 容
就農希望者 高校生	30人	6月、1月 (年間2回)	農業に興味がある社会人や高校生を対象に、農業の魅力を伝え、就農意欲を高めます。

(2) 農業機械研修(愛媛県立農業大学校での研修)

▶ 農業機械士養成研修

農業機械に関する基礎知識を学びます。

対象者	定 員	期間・回数	内 容
農業者など	20人	学科／1月中旬(4日間) 実技／1月下旬(6日間)	農作業安全や農業機械の構造・機能、効率的な 利用方法などの知識及び技術を習得します。 大型特殊自動車免許(農耕車限定)を取得できます。

▶ 新規開発機械等対応研修

新たな農業機械について学びます。

対象者	定 員	期間・回数	内 容
農業者・学生など	40人程度	2月上旬予定(1日)	新規に開発された農業機械に関する技術や利用方 法などについて、講義及び農業機械を用いた 実演・操作体験を行います。

(3) 農業協同組合（JA）での研修

研修機関名	研修作物	住所地	受入人数	連絡先
(株)JAファームうま (JAうま)	さといも/山の芋/キャベツ/ たまねぎ/ミニトマト(ハウス)/水稻	四国 中央市	年間2名 程度	(株)JAファームうま 0896-22-4811 h-toda@ja-uma.or.jp うま農業協同組合 営農指導販売課 0896-24-2311
JA周桑	いちご/アスパラガス/メロン	西条市	年間1～2名 程度	周桑農業協同組合 営農管理研修セン ター 0898-68-7812 syunou@ja-syuso.jp
JAおちいまばり	温州みかん/いよかん/甘平/ はれひめ/レモン/キウイフルーツ等	今治市	年間3名 程度	越智今治農業協同組合営農企画課 0898-34-1874 oieinou@ja-ochiima.or.jp
JA松山市	長なす/白ねぎ/レタス/枝豆/ いちご/トマト/ピーマン/その他	松山市	年間2名 程度	松山市農業協同組合営農支援課 089-968-1218 seisan@ja-matsuyama.or.jp
JAえひめ中央	果樹:紅まどんな/はれひめ/せとか等 野菜:ミニトマト/なす等 水稻等	松山市	年間18名 程度	えひめ中央農業協同組合経営支援課 089-943-2342 jaehimeeino@ja-e-chuo.or.jp
JA愛媛たいき ((株)Pi-Nokyoたいき)	いちご/夏秋きゅうり/ブロッコリー/ シャインマスカット	大洲市	年間2名 程度	(株)Pi-Nokyoたいき 0893-23-9111 pi-nokyo@sweet.ocn.ne.jp
JAにしうわ (西宇和みかん支援隊) ※管内の8つの共選管理管轄地区ごと に組織されている「支援チーム」で研修 を受入れています。	温州みかん(中晩柑)/デコボン/ 清見/サンフルーツ/伊予柑/甘平 紅まどんな/デコボン/清見等	八幡浜市	年間5名 程度	西宇和農業協同組合農家支援課 0894-24-1115 info@n-mikan-shientai.jp
JAひがしうわ	いちご/きゅうり/トマト	西予市	年間2名 程度	東宇和農業協同組合農業支援センター 0894-62-1299 einoucenter-3@deluxe.ocn.ne.jp
JAえひめ南 (みかん学校・南宇和就 農研修)	かんきつ	宇和島市	年間5名 程度	(みかん学校) えひめ南農業協同組合農業支援センター 0895-22-8151 shien@ja-eminami.or.jp
	かんきつ/野菜	愛南町	年間2名 程度	(南宇和就農研修) えひめ南農業協同組合南宇和営農センター 0895-22-8152 min-einou@ja-eminami.or.jp

(4) 市・町・農業公社等での研修

研修機関名	研修作物	受入人数	連絡先
松山市農業指導センター	野菜及び柑橘	10名程度	089-976-1199
(交社)久万高原農業公社 (久万農業公園)	大玉トマト	原則2年間の研修 で6名程度(各年3 名程度採用)	0892-41-0040 aguri@kumakogen.jp
(一社)鬼北町農業公社	いちご、ゆず、きゅうり等	年間2名程度	0895-30-6521
(株)松野町農林公社	きゅうり等	若干名	0895-42-0344

※「松山市農業指導センター」は県の認定を受けていない。

(5) 県関係機関での研修(P26「県内の就農相談窓口」参照)

○農林水産研究所 ○果樹研究センター ○みかん研究所
○畜産研究センター ○養鶏研究所 ○農業大学校(P12参照)

(6) 先進農業者での研修

○農業指導士(65名)、名誉農業指導士(60名)

○概ね10年以上の営農経験を有し、優れた経営を行いつつ受け入れ体制が整っているものとして
県が認定する農家・組織経営体(8経営体)



(7) 営農インターン推進事業(公益財団法人えひめ農林漁業振興機構の助成事業)

目的

新たに就農を希望する者の不安を解消し、スムーズな就農を支援するため、先進農家等での農業実務慣習、農業大学校等での研修を組み合わせた営農実務研修を行う営農インターン制度を実施し、若者の就農促進を図ります。

事業実施主体

▶市町又は団体

事業内容

短期コース

対象者	農家子弟等(愛媛県内で独立自営就農確実な65歳未満の者)
研修生受入先	県内先進農家等(農業指導士、農業法人、県が認める研修機関等)
期間	3～12ヵ月間
内容	① 先進農家等の研修生として研修を行う。 ② 期間内に先進農家で、1作期または重要作期の技術習得のための研修を実施。 ③ 農業大学校での技術習得研修等への参加や県内先進事例調査等を実施。
助成	5万円以内×研修期間(月)

長期コース

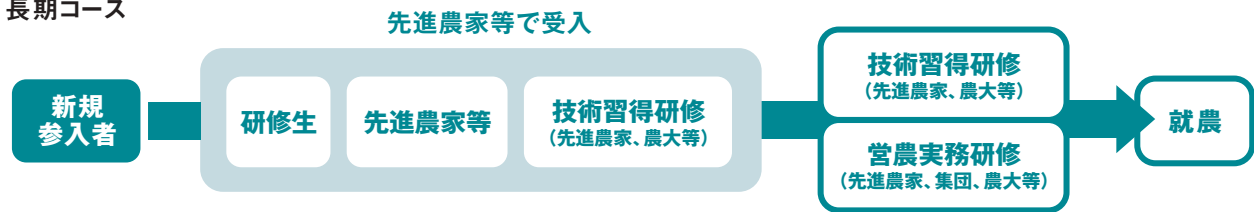
対象者	新規参入者等(愛媛県内で独立自営就農確実な65歳未満の者)
研修生受入先	県内先進農家等(農業指導士、農業法人、県が認める研修機関等)
期間	1～2年間
内容	1年目 ① 県内先進農家等の研修生として研修を実施。 ② 期間内に先進農家で、技術習得のための営農技術研修を実施。 ③ 農業大学校での技術習得研修等への参加や県内先進事例調査等の実施。 2年目 ① 県内先進農家等の研修生として研修を実施。 ② パイロット農場で生産から販売までの実務研修を実施。 ③ 農業大学校での技術習得研修等への参加や県内先進事例調査等の実施。
助成	7.5万円以内×研修期間(月)

フローチャート

短期コース



長期コース



(8) 各市町における支援

市町名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	連絡先
松山市	まつやま農業未来投資事業	●松山市在住の新規就農者	●野菜及び果樹についての栽培、収穫、出荷調製に関する研修	4月、5月	10人程度	農水振興課農業指導センター 089-976-1199 https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/noringyo/shidou/sinkisyono_sido.html
今治市	短期就農体験研修事業	【対象者】 ●市内で就農を検討している者	県が認める研修機関での就農体験研修への支援 ●短期就農研修の往復の旅費。補助額は、所要対象額の1/2 上限15,000円 ●今治市島しょ部への往復の高速バス代又は西瀬戸自動車道のETC車利用料金。補助額は所要対象額の1/2 上限2,500円	随時	予算の範囲内	農林水産課 0898-36-1542 https://www.city.imabari.ehime.jp/nourin/
	有機農業就農サポート事業	【対象者】 ●就農予定時の年齢が49歳以下 ●有機農業就農希望者 等	新たに有機農業を始めようとする有機農業就農希望者が、市が認める先駆的有機農家等において研修を受ける場合、研修に対する補助金として、月62,500円、年間上限750,000円を補助 ●支援額:62,500円/月(750,000円/年) ※国の新規就農者育成総合対策事業の支援額150万円の半額 ●補助金の使途:研修に係る経費 ●支援期間:最長1年間(12か月) ●条件:①研修終了後、独立・自営就農、雇用就農すること ②前年の世帯の所得が原則600万円以下	随時	予算の範囲内	
宇和島市	担い手の確保・育成事業	●新規就農希望者 ※新規参入者	●就業相談会やメールを通じた相談・面接・情報提供 ●研修受入農家とのマッチング ●農地取得支援 ●中古機械等の情報提供	随時	—	宇和島市農業支援センター (宇和島市農林課内) 0895-49-7022
	宇和島市農業新規就業者支援事業	●農業に就業することを目的として、市外から宇和島市へ編入し、編入後12月以内に認定農業者に雇用されかつ50歳未満である者 ※本市に転入した日の前日から起算して過去5年間の間に本市に住所を有していたもの、西予市・鬼北町・松野町または愛南町から転入したものを除く ●農業に就業することを目的として、市外から宇和島市へ編入した者を雇用した認定農業者 ※別途要件有	●就業支援金:36万円(県内移住者の場合はその半額) ●定住支援金:70万円(1回目30万円、2回目20万円、3回目20万円)(県内●移住者の場合はその半額) ●住宅支援金:1月につき、家賃の額又は2万円のうちいずれか少ない額【60月以内】 ●指導育成費:給与月額3分の2以内(上限10万円)【4月を上限】	随時	予算の範囲内	農林課 0895-49-7022 https://www.city.uwajima.ehime.jp/info/uwajimanougyou.html
八幡浜市	西宇和みかん支援隊による情報提供(PR活動)	●新規就農希望者	●就業相談会を通じた相談・面接・情報提供 ●ホームページ・パンフレットを通じた情報提供 ●電話・メール等を通じた相談活動	通年	—	農林課 0894-22-3117 県八幡浜支局 地域農業育成室 0894-23-0163 JAにしろわ 農家支援課(事務局) 0894-24-1116
	短期研修期間滞在施設の提供	●市内で短期研修を受け者	●閉校となった小学校を改修したみかんの里宿泊・合宿施設「マンダリン」を活用 ●現在最大88名宿泊可能	通年	—	農林課 0894-22-3117 JAにしろわ 農家支援課 0894-24-1116
	1ターン就農サポート事業補助金【農業体験助成】	●1ターン就農希望者	●短期研修参加助成金として3万円以内を助成する	通年	予算の範囲内	
	1ターン就農サポート事業補助金【生活助成】	●1ターン就農希望者で45歳未満の者	●研修に対する補助金として、最大2年間・月額6万円(年額72万円)の補助を行う	通年	予算の範囲内	
	1ターン就農サポート事業補助金【営農開始助成】	●1ターン就農者で45歳未満の者	●1ターン就農者に対し、就業準備資金に上乗せして年額50万円を最大3年以内補助する	通年	予算の範囲内	
	八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助金	●愛媛県外からの移住者で、補助対象事業を行う空き家に5年以上上居住する人 ●世帯の構成員のうち少なくとも一人が60歳未満の世帯(働き手世帯)または、構成員に同居する18歳未満の子がいる世帯(子育て世帯) ●本人及び同一世帯に属する人が、前住所地を含め市町村民税と固定資産税を滞納していないこと	●住宅改修・家財道具搬出などの経費の3分の2 ●住宅改修の上限は200万円(子育て世帯は上限400万円)ただし、総事業費は50万円以上であること ●家財道具の搬出などは上限20万円、ただし総事業費が50万円以上であること	随時	予算の範囲内	政策推進課 0894-21-0413 https://www.city.yawatahama.ehime.jp/doc/2022040100135/

市町名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	連絡先
西条市	頑張る農家支援事業の内、耕作放棄地再生支援事業	●利用権設定等により荒廃した農地を借り受け、この農地の解消を行う市内農業者等(個人および法人)	●耕作放棄地の解消費用の助成を行うことで、新規就農者等担い手の意欲向上につなげる ●助成額:7万円以内/10a	随時	予算の範囲内	農水振興課 0897-52-1216 http://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/nosuishinko/ganbarunoka.html
	頑張る農家支援事業の内、園芸施設等整備支援事業	●市内JA	●農家所得の向上及び地域農業の振興を図るため、JAによる園芸施設(雨よけハウスの整備、既存ハウスの省エネ化)、新規就農者向け小規模機械(管理機等)のリース 導入費用に対し、助成を行う ●助成額 ・園芸施設:事業費の1/3以内(上限30万円) ・新規就農者向け小規模農業機械:事業費の1/2以内(上限15万円)	6月頃	予算の範囲内	農水振興課 0897-52-1216 http://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/nosuishinko/ganbarunoka.html
	頑張る農家支援事業の内、スマート農業整備支援事業	●スマート農業に取り組む市内農業者及び法人	●農作業の効率化を図るための支援として、スマート農業の実施に係る農業用機械・施設の導入に要する経費 ●助成額:事業費の1/3以内(上限30万円)	4月	予算の範囲内	農水振興課 0897-52-1216 http://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/nosuishinko/ganbarunoka.html
	移住希望者向け「西条市無料アテンドサービス」	●西条市外の方で、西条市への移住を“本気”で検討している者	●市外からの移住検討者の希望に合わせて、市内各所をアテンド ●参加費:無料 ●土日祝日、対応可能(年末年始を除く) ※ただし、サービス利用者の自宅から西条市までの往復交通費及び西条市内での施設使用料や食事代金等は個人負担	随時	1日1組	移住推進課 0897-52-1476 https://www.lovesaijo.com/support/
四国中央市	担い手確保育成	●新規就農希望者 等	●農業振興センター(ワンストップ窓口)を核に、JAなどの関係機関と連携して農業経営を総合的に支援	随時	—	農業振興課 0896-28-6323 https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/24/
	後継者育成対策事業	●後継者組織	●会議、研修、交流会等の組織活動に係る事業費の補助	随時	—	
伊予市	伊予市農業活性化緊急対策事業費補助金	●農業者全般	●指定果樹の苗木の導入補助 ●堆肥の導入補助	年度当初から一定期間	予算の範囲内	伊予市農業振興センター(伊予市農業振興課内) 089-983-6350
西予市	西予市移住者住宅改修支援事業費補助金	●愛媛県外からの移住者(結婚によるものを除く)で、補助対象事業を行う空き家に5年以上居住する人 ●世帯の構成員のうち少なくとも一人が50歳未満の世帯(働き手世帯)または、構成員に同居する中学生以下の子どものいる世帯(子育て世帯) ●本人及び同一世帯に属する人が、前住所地を含め市町村民税と固定資産税を滞納していないこと	●住宅改修・家財道具搬出などの経費の3分の2 ●住宅改修の上限は200万円(中学生以下の子育て世帯は上限400万円)ただし、総事業費は50万円以上であること ●家財道具の搬出などは上限20万円、ただし総事業費が5万円以上であること	随時	予算の範囲内	まちづくり推進課 0894-62-6403 https://www.city.seiyo.ehime.jp/ijyu/iroiro/3363.html
	西予市農業研修生サポート事業	●南予地域に住所を有したことのない者(ターン) ●西予市以外の南予地域に住所を有していた者が県外に転出し、西予市に定住(Jターン) ●農業次世代人材投資事業資金(準備型)、農の雇用、えひめ農林漁業振興機構助成事業実施要綱に基づく営農インターン推進事業の投資対象者 ●各種税の滞納をしていない者	●交付を受けることができる者は、新規就農者を雇用及び育成するため、市内の園地で就農確実と見込まれる研修生の受入を行う者 ●当該研修生1人あたり月額3万円(年間36万円)を2年間とする	随時	予算の範囲内	農業水産課 0894-62-6409
	西予市農業設備投資事業	●南予地域に住所を有したことのない者(ターン) ●西予市以外の南予地域に住所を有していた者が県外に転出し、西予市に定住(Jターン) ※転入してから期間が5年未満である者 ●西予市において、青年等就農計画の認定を受けている者 ●各種税の滞納をしていない者	●補助対象経費は、農業設備の初期投資にかかる費用とし、補助金額は25万円を限度とする	随時	予算の範囲内	

市町名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	連絡先
大洲市	大洲市地域おこし協力隊	次のいずれも満たすもの ●地域住民と積極的に関わる意欲のある方 ●心身が健康で、地域協力活動の内容を理解し、地域活性化への意欲がある方 ●応募時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域、または地方都市等に住所を有し、居住しており、採用後大洲市に住民票を移して居住できる方 ●パソコン操作（ワード・エクセルの操作・SNSでの情報発信等）ができる方 ●普通自動車免許を有している方 ●地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方	●活動内容 受入当初は以下に掲げる農商工連携の業務を担当職員及び現役地域おこし協力隊員と担いながら、農家や農業関係者、農業・6次産業化等の状況、地域性を把握するとともに、先進地の視察などの情報収集に取り組む。収集した情報や人脈を活かしながら、隊員の退任後の仕事（新規就農、6次産業化による起業など）のための準備を行う ●募集人数 1名/年 ●受入地域等 大洲市農林振興課 ●勤務地 大洲市内全域 ●勤務時間 ・原則1日7時間（8:30～16:30※1時間の休憩を含む） ・週5日平日勤務 ※土・日・祝祭日に勤務した場合は平日に振替休とします ●雇用形態等 ・大洲市会計年度任用職員（パートタイム）として市長が任用 ●報酬 市の規定による ※賞与・期末手当・退職手当・時間外手当等は支給なし	随時	予算の範囲内	
	大洲市農山漁村地域担い手等支援事業	【補助対象者】 ●認定農業者 ●認定新規就農者 ●認定農業者の基準に準じる第一次産業者の担い手	●補助率 1/3以内 ●補助金上限 100万円 ●対象事業 ・国・県による補助事業の採択要件に満たさないもの ・経営規模の拡大及び生産効率化・省力化のための機械導入・施設整備であるもの ・計画時の総事業費（税込額）が30万円以上であること	随時	予算の範囲内	農林振興課 0893-24-1727 http://www.city.ozu.ehime.jp/
	大洲市6次産業化等推進事業費補助金	【補助対象者】 ●市内に住所を有する農林漁業者等及び市内で主たる活動を行う農林漁業者等 ●上記に該当するものを主要な構成メンバーとするグループ ●市内で主たる活動を行う 中小企業者等	●補助率 2/3以内 ●補助金上限 100万円 ●対象事業 ・6次産業化商品開発事業 農林漁業者等が行う大洲産農産物を主たる原料とした加工商品開発等事業。基本的には自家生産農林水産物・農商工連携商品開発事業 農林漁業者等と中小企業者の連携によって行われる大洲産農産物を主たる原材料とした加工商品開発等事業 ・グリーン・ツーリズム事業 農林漁業者が大洲市内で行う農林漁家民宿、農家レストラン、農林漁業体験等の事業 ・地産化推進事業 主たる原材料に他産地産農林水産物を用いて製造していた加工商品を大洲市産に切り替えて再開発する事業	随時	予算の範囲内	
	大洲市新規移住就業者家賃補助金	【補助対象者】 ●事業実施年の1月1日以降の市内就業に伴い、新たに賃貸住宅を借りた者 ●市が認定した農林水産業新規就業者（移住者）	【農林水産業就業の場合】 ●最大 月額2万円 ●最長 36か月	随時	予算の範囲内	
	県外移住希望者滞在費等補助金	次のいずれも満たすもの ●大洲市への移住の相談や準備を行っている県外に住所を有するもの ●大洲市に訪れた際、移住・定住支援センターに相談等を行うもの ●過去に当補助金の交付を受けたことが1回以下であるもの ●暴力団員等でないもの	●補助額 最大3千円/泊 ●補助率 1/2以内 ●その他 1回当たり4泊まで、同行者1名分まで、同一世帯2回まで利用可能	随時	予算の範囲内	復興支援課 （大洲市移住・定住支援センター） 0893-57-9989 http://www.city.ozu.ehime.jp/site/iju-teiju/
	大洲市移住お試し住宅	【対象者】 ●移住希望者、新規移住就業者等	●施設概要 3DK ●使用料 1,000円/日（Wi-Fi、その他設備使用料込） ●対象となる使用目的 ・移住先の検討に当たり、市内の暮らしを体験するための使用 ・市内での就職に当たり、自分に合った暮らしやすい居住先を決めるまでの使用 ・市内に居住する従業員の雇用に当たり、市内居住先を確保するための使用	随時	予算の範囲内	

市町名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	連絡先
上島町	新規就農支援事業 【ワーキングホリデー】	●60歳までの方 ●1週間内、3日間の農業体験、3日間の島体験 ●農家または漁家で体験研修	●町から研修費5,000円/日×3日(農業体験分)を支給	随時	予算の範囲内	農林水産課 0897-75-2500 http://www.town.kamijima.lg.jp/soshiki/norin-suisan/12692.html
	新規就農支援事業 【上島町お試し就業研修事業】	●本研修により本町における農漁業の担い手としての就業意欲の高揚を図る ●おおむね50歳以下の方 ●研修日数延20日間(1年以内) ●農家または漁家及び研修機関で研修	●町から研修費5,000円/日×20日を支給	随時	予算の範囲内	
	新規就農支援事業 【インターン事業】	●新たに農林漁業を営もうとする方を審査会でインターンとして認定し、経営に必要な技術習得を支援し担い手の確保を図る ●おおむね50歳以下の方 ●インターンの認定期間は2年以内で研修終了後就業する方 ●農家または漁家及び研修機関で研修	●町から研修費限度額100,000円/月 ●町から夫婦でインターン認定者は研修費限度額150,000円/月	随時	予算の範囲内	
	定住促進住宅	●I-Uターン者で、農林漁業の担い手として従事できる方 ●入居後、この住宅に住居登録をし、市町住民税の滞納がないこと ●入居期間は5年を限度とし、更新もできる場合がある	●I-Uターン者で、農漁業の担い手として専従する方の家賃25,000円/月額ただし6年目以降は30,000円/月額	随時	空数による	
久万高原町	農業研修補助金交付事業	●久万農業公園農業研修センターにおいて農業研修を行う者に対して、その研修期間中(ただし、2年を限度とする)研修補助金を交付する	●本町内に住居を有する者 月額120,000円 ●本町内に住居を有しない者 月額150,000円 ●配偶者 月額50,000円 - 第1子 月額30,000円 - 第2子以降 月額20,000円	4月～10月末日	3人/年	久万高原農業公社 0892-41-0040 https://www.kumakogen.jp
	新規就農初年度の経営資金交付事業	●久万農業公園農業研修センターにおいて農業研修が修了し、新たに農業経営を開始する者に対し、経営開始初年度の未収益期間(最大6ヶ月)の経営資金を交付する ●ただし、農業次世代人材投資事業の給付要件に該当しない者で、町が認めた者	●本町内に住居を有する者 月額120,000円 ●本町内に住居を有しない者 月額150,000円 ●配偶者 月額50,000円 - 第1子 月額30,000円 - 第2子以降 月額20,000円	随時	3人/年	
	農業機械・施設整備費補助金交付事業	●久万農業公園農業研修センターにおいて農業研修が修了することが確認と認められる者又は修了した者が農業用機械及び農業用施設を整備する場合、補助金を交付する	●事業費の60%以内又は5,000,000円のいずれか低い額	随時	3人/年	
砥部町	砥部町新規就農者経営発展資金償還補助金	●経営発展支援事業又は初期投資促進事業により、機械・施設等の導入資金の借入れを行った者	●補助対象経費 導入資金を借り受けた対象者が、償還を行った償還額 ●補助率 補助対象経費の1/2以内	随時	左記の支援対象者のうち希望者	農林課 089-962-5667
内子町	内子町新規就農研修支援制度 【新規就農者研修滞在施設】	●内子町外出身者で60歳未満の者 ●新規就農者研修滞在施設退去後、5年以上町内で農業を営む見込みのある者 ●認定農業者と概ね同等の営農を行うと見込まれる者	●研修先の確保、営農指導、農地取得支援、空き家情報の提供	通年	3世帯	内子町農村支援センター 0893-44-2199 http://www.town.uchiko.ehime.jp/
	内子町新規就農研修支援制度 【新規就農者研修助成制度】	●新規就農者研修滞在施設に入居し、退去後5年以上町内で農業に従事する者	●新規就農者が内子町新規就農者研修滞在施設の入居期間に支払った家賃相当額を補助	通年	3世帯	
	内子町親元就農支援事業	●認定農業者の子や孫またはその配偶者で1年以内に新たに農業経営を開始する者で、就農時49歳以下の者 ●前年の農業所得が、250万円以上600万円未満である認定農業者への就農であること	●130万円×2年間	通年	若干名	
伊方町	新規就業者支援対策事業 【新規就業者支援補助金】	●親族の経営基盤を引継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者※1 ●親族の経営基盤を全く引き継がず新規経営する者、又は、親族が死亡、病気のため、代わりに新規経営する者※2 ※農業次世代人材投資資金との重複受給は不可	●月額5万円(最大3年間)※1 ●月額10万円(最大3年間)※2	随時	若干名	農業支援センター (伊方町産業課内) 0894-38-2658 http://www.town.ikata.ehime.jp/
	新規就業者支援対策事業 【Iターン就農サポート事業補助金】(農業次世代人材投資資金協調補助金)	●農業次世代人材投資資金(経営開始型)を受給している者	●年額50万円 ●給付期間は3年以内	随時	若干名	
	新規就業者支援対策事業 【Iターン就農サポート事業補助金】(短期研修参加助成金)	農林漁業体験ステイ事業の対象になら研修参加者 ●40歳以上44歳以下で町内に滞在し町内の農家で農業体験を行う者 ●農業研修の事業主体は、西宇和農業協同組合とする	●概ね5日間 3万円以内 ●概ね10日間 6万円以内	随時	若干名	
	新規就業者支援対策事業 【Iターン就農サポート事業補助金】(研修者支援補助金)	●45歳未満で農の雇用事業、営農インターン推進事業、農業次世代人材投資事業(準備型)を受給している者	●月額6万円 ●給付期間は2年以内	随時	若干名	

市町名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	連絡先
伊方町	新規就業者支援対策事業 【新規就業者支援補助金】	●親族の経営基盤を引継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者※1 ●親族の経営基盤を全く引き継がず新規経営する者、又は、親族が死亡、病気のため、代わりに新規経営する者※2 ※農業次世代人材投資資金との重複受給は不可	●月額5万円(最大3年間)※1 ●月額10万円(最大3年間)※2	随時	若干名	農業支援センター (伊方町産業課内) 0894-38-2658 http://www.town.ikata.ehime.jp/
	新規就業者支援対策事業【1ターン就農サポート事業補助金】(農業次世代人材投資資金協議補助金)	●農業次世代人材投資資金(経営開始型)を受給している者	●年額50万円 ●給付期間は3年以内	随時	若干名	
	新規就業者支援対策事業【1ターン就農サポート事業補助金】(短期研修参加助成金)	農林漁業体験ステイ事業の対象になら研修参加者 ●40歳以上44歳以下で町内に滞在し町内の農家で農業体験を行う者 ●農業研修の事業主体は、西宇和農業協同組合とする	●概ね5日間 3万円以内 ●概ね10日間 6万円以内	随時	若干名	
	新規就業者支援対策事業【1ターン就農サポート事業補助金】(研修者支援補助金)	●45歳未満で農の雇用事業、営農インターン推進事業、農業次世代人材投資事業(準備型)を受給している者	●月額6万円 ●給付期間は2年以内	随時	若干名	
松野町	農業研修制度	●就農時65歳未満(就農準備資金受給者は就農時50歳未満)研修後、町内に在住し、中核的農業者又は認定農業者となり得る人	●研修期間:原則2年 ●研修場所:松野町農林公社拠点施設内 ●研修内容:野菜栽培、水稲栽培、果樹栽培、経営計画等 ●支援措置:就農準備資金の受給が可能(年額150万円)。研修終了後、町内で農業経営を行なう者に対し、町長の認める範囲で農地や資金等の斡旋を行なう	不定期	若干名	(株)松野町農林公社 0895-42-0344 http://www.pikara.ne.jp/nourinkousha/ 農林振興課 0895-42-1114 m-nourin@town.matsuno.ehime.jp https://www.town.matsuno.ehime.jp/
	松野町新規就農者支援事業	●就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認めた町内の研修機関で研修を受ける者等 ●市町村民税に滞納のないこと ●研修終了後、1年以内に就農し、町内の農地を利用して3年上農業経営に従事すること。 ●研修終了後は、5年以上町内に定住すること など	●研修生に対する支援 ・研修支援金:月額7.5万円(就農準備資金非採択者) ・家賃補助金:家賃の1/2以内(上限3万円) ・就農支援補助金:上限100万円 ・移住支援補助金:上限30万円(移住者のみ) ・移住旅費:上限10万円(移住者のみ)	随時		
鬼北町	新規就農促進事業 【農業研修補助金】	【農業研修補助金】 ●鬼北町における新規就農者を育成し、地域農業の振興と定住人口の確保を図る ●一般社団法人鬼北町農業公社における農業研修生として町長が認めた者(新規就農後鬼北町において5年以上農業に従事する者) ①青年研修コース:50歳未満 ②中年研修コース:60歳未満 ③熟年研修コース:65歳未満	【農業研修補助金】 ①青年研修コース(研修期間:2年) ●鬼北町出身者:月額12万円 ●転入者:月額15万円 ●愛媛県立北宇和高等学校の農業に関する学科を卒業し、農業研修開始時に満30歳未満である農業研修生:月額2万円加算 ●本町に生活の拠点を置き、農業研修生により生計を維持されている子:一人につき月額2万円加算 ②中年研修コース(研修期間1年) ●鬼北町出身者:月額12万円 ●転入者:月額15万円 ●本町に生活の拠点を置き、農業研修生により生計を維持されている子:一人につき月額2万円加算 ③熟年研修コース(研修期間1年)●月額5万円	不定期	若干名	農林課農政係 直通0895-45-1115 (内線2433) 代表0895-45-1111 (内線2433) https://www.town.kihoku.ehime.jp/
	新規就農促進事業 【農業機械・施設整備費補助金】	【農業機械・施設整備費補助金】 ●新規就農者に対して、農業機械施設整備を行い、就農後の支援と育成を図る ●一般社団法人鬼北町農業公社における農業研修を修了し、新規就農する者で町長が認めた者 ①青年研修コース:50歳未満 ②中年研修コース:60歳未満 ③熟年研修コース:65歳未満	【農業機械・施設整備費補助金】 パイプハウス等の施設整備、トラクター等の農業機械の購入補助 ①青年研修コース(就農後1年以内) ●農業機械・施設の整備及びリース事業に対して、事業費の60%以内又は3,000,000円のいずれか低い額を補助 ②中年研修コース(就農後1年以内) ●農業機械・施設の整備及びリース事業に対して、事業費の50%以内又は1,000,000円のいずれか低い額を補助 ③熟年研修コース(就農後1年以内) ●農業機械・施設の整備及びリース事業に対して、事業費の50%以内又は500,000円のいずれか低い額を補助	不定期	若干名	
愛南町	就農候補者研修支援事業 (次世代ファーマーサポート事業)	【対象者】 ●就農予定の年齢が原則60歳未満の者 ●研修カリキュラムに沿って、1年以上かつ年間1,200時間以上受講できる者 ●研修終了後、1年以内に就農できる者	●主に独立自営を目標とした新規就農候補者技術研修(最長2年間) ●研修場所:愛南町内(主に柑橘、野菜)	毎年度 1月～3月	若干名	愛南町農林課 0895-72-7311

2 農地の取得

農業を始めるためには、まず農地が必要となりますが、
農地は自由に売買したり、賃貸することができません。
農地の取得（借入）を希望する場合は希望する農地の所在する市町の
農業委員会へ相談する必要があります。

▶ 農地の絞り込み

市町農業委員会には、遊休農地や貸付希望農地等の農地情報を集約しており、取得できる農地があるかどうかは、それぞれの農業委員会に問い合わせます。また、その時すぐに、条件に合う農地がなくても、期間をおいて探してもらうことです。書類上で条件にあった土地が見つかったとしても、すぐには決定せず、何回も足を運び、実際に現地をよく確認することも必要です。遊休農地となっているものには、日当たりが悪い、水はけが悪い、又は水が来ない、ほ場までの耕作道が未整備で、機械が搬入できないなど、何らかの事情があるものが多いようです。

▶ 心得ておきたいこと

農地の賃借や売買は、法律や制度により、事務的な処理が必要となっていますが、実際に、貸す側としては、貸した後
に農地がどのような使われ方をするのか、周囲の農家とのあつれきは生じないか、きちんと返してもらえるのか、相手を十分に知り得ない状況では、なかなか貸す決心がつきにくいものです。自分の人となりを理解してもらい、懇意になることも必要かと思われます。

▶ 農地の取得

耕作目的で農地を買ったり、借りたりする場合には、農地法第3条に基づいて市や町の農業委員会の許可を受けることが必要となります。就農予定地が決まったら、まずは研修先の農家・法人や市町、JAに相談しましょう。農地をすぐに取得することは困難ですので、早めの相談や地域の選定が必要です。

▶ 農地の取得等の支援

（公財）えひめ農林漁業振興機構では担い手への農地集積を支援するため農地中間管理事業を行っています。農地の借り入れを希望される場合には、農地の借受希望の公募に応募してください。希望される地域の市町や農業委員会と協力して、借り受け農地の斡旋・調整を行います。詳しくは機構のホームページに掲載しています。



3 農地中間管理事業について

農地中間管理事業

これまで、市町の段階で行ってきた農地の賃借事業を拡充し、農地を扱う農地中間管理機構を設けて、担い手への農地集積を支援するものです。愛媛県では、「えひめ農林漁業振興機構」がその役割を果たします。

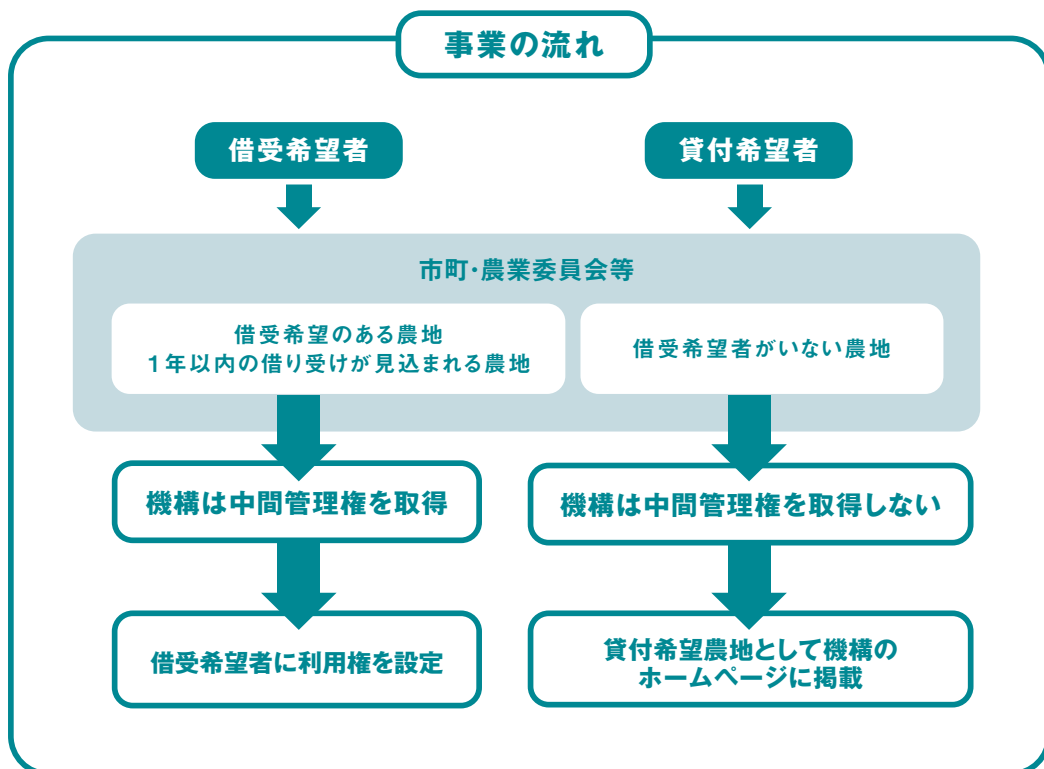
主な目的

- ▶ 人・農地プラン（地域計画）に基づき、担い手に集積・集約していくこと。
- ▶ 広く担い手の参入を求め、農地の利用集積につなげること。
- ▶ 集落営農組織の法人化や既存の集落営農法人の経営体質を強化すること。

仕組み

- 1 機構は農地の借受希望者を公募し、貸付希望者から借り受けた農地（中間管理権の取得）を借受希望者に貸し付けます。
- 2 借受希望に応募できるのは、人・農地プラン（地域計画）の中心経営体、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農法人、企業・農協等の団体等です。このうち、中心経営体、認定農業者、認定新規就農者は予定者を含めます。
- 3 機構が借り受ける農地は、次の農地です。
 - ・ 担い手の借受希望がある土地
 - ・ 1年以内に担い手が借り受けることが確実と見込まれる農地
- 4 機構が中間管理権を取得しない貸付希望農地は、本人の希望に応じて機構のホームページに掲載し、借受希望者に情報を提供します。

事業の流れ



※詳しくは、最寄りの市町、農業委員会にお問い合わせください。

4 関連情報

▶ 住宅の確保

農作物の栽培は、常に自然現象に大きく左右されます。適時、適切な栽培管理をしていくためには、できるだけ住居の近くに取得農地があることが望ましいといえます。住居は、就農希望先の関係機関・団体や就農の世話をしてくれた人などを通じて探してもらうのが普通です。なるべく農地と併せて確保するように、地元の人達の協力を得て、それぞれ工夫することが大切です。なお、公営住宅等は一定の入居条件があります。また、空き家は築後年数にもよりますが、予想以上に修繕費がかさむ場合もありますので、注意が必要です。

▶ 就農後の仲間づくり

農業は、会社勤めと異なり、大半の人が家族を単位に経営を行っていますので、家族以外の人と接する時間がサラリーマンより少なくなります。農業経営を行う上で情報交換は不可欠であり、自分一人で悩んでいることも他人に相談すれば、いとも簡単に解決策が見つかるというのはよくあることです。特に、技術や経営に関しては、そのまま所得に影響しますので、積極的に情報収集に努める必要があります。情報交換、技術研鑽、自己啓発の場として、県内には下記のような組織がありますのでご紹介します。

青年農業者協議会

県内には、11の青年農業者協議会があり、協議会ごとに特色のある活動を行っています。年齢層は、協議会によって若干異なりますが、概ね40歳未満の青年農業者によって構成されています。なお、協議会への加入については、最寄りの県地方局農業振興課・地域農業育成室（農業指導班）へお問い合わせください。

主な活動内容

- ・ 農業技術、経営上の問題点を解決するためのプロジェクト活動
- ・ 会員同志の交流や親睦活動による仲間づくり
- ・ ニーズ等を把握するための異業種青年や消費者等との交流活動
- ・ 地域住民に対するボランティア活動

各種部会

主に農業協同組合を単位に、栽培、飼養技術向上を目指す様々な部会があります。構成員は、その作目に取り組む農家の方々に年齢制限はありません。栽培や飼養に必要な技術を時期ごとに研修を行い、部会全体の技術向上を図ります。県内外の先進地調査なども行っています。それぞれの産地ごとに部会が結成されていますので、加入については最寄りの農協へお問い合わせください。



5 農業を始めるにあたっての適性、知識、準備の進み具合をチェックしてみましょう!

STEP

1 基本的なことについて (農業に対する適性、就農に対する意欲、動機、知識)

- | | |
|---|---|
| ☐ 体力、健康には自信がある | ☐ 生き物(動植物)が好きである |
| ☐ 単純な作業もコツコツでき、忍耐力にはかなり自信がある | ☐ 他人とのつきあいは苦にならない |
| ☐ オフィスの事務作業よりも、野外で体を動かすことが好きである | ☐ 農業所得での生活を目指している |
| ☐ 新規就農した先輩の体験談を直接聞いたことがある | ☐ 農業体験や研修をしたことがあり、農作業の厳しさを知っている |
| ☐ 家族と一緒に生活や仕事がしたい | ☐ 農業は、自然災害や技術不足で収穫が無くなる場合があることを知っている |
| ☐ 非農家の子弟が農家の子弟に比べ、新たに農業を始めることはたいへん難しいこととわかっている | |

STEP

2 目指す経営目標(ビジョン)の明確化について (新規就農の事前準備状況)

- | | |
|--|--|
| ☐ どこで農業をするか(就農希望地)を決めている
(市町:) | ☐ どんな作物を作るか、決めている
(作物名:) |
| ☐ どのような栽培方法でつくるか考えている(露地、施設、有機農業ほか) | ☐ 生産した農作物をどんな方法で販売するか考えている
(JA出荷、市場、直売所ほか) |
| ☐ 新規就農に関する情報収集に努めている
(就農相談窓口訪問、相談会参加、HPほか) | ☐ 実際の就農までの準備事項及び段取りはだいたい理解している |
| ☐ 就農希望地には、何度か足を運んで調べている | ☐ 農地の確保には、一定の要件や農家(地域)との信頼関係が必要であることを知っている |
| ☐ 農業を始めるための自己資金を準備している | ☐ 営農資金のほか、当面の生活資金が必要なことも知っている |
| ☐ 家族が就農に同意している | ☐ 自動車運転免許を所持している |
| ☐ 技術習得するため本格的な研修を行う予定である | |

STEP

3 新規就農に向けた具体的な準備状況について

- | | |
|--|---|
| ☐ 1年以上、農家や農業法人等で本格的な研修を実施し
(又は研修中)、目指す農業(作目)の技術、知識を身につけている | ☐ 就農希望地には親身になって面倒をみってくれる世話役的な人がいる |
| ☐ 地元の農家、関係機関から積極的に地元の状況について話を聞いている | ☐ 研修から就農までの支援制度を知っている |
| ☐ 地元の関係機関、農家等の受入支援も期待できる | ☐ 就農後の具体的な営農計画(作付け)及び販売計画(販売先)を立てている
(作目: a 販売先:)
(目標農業所得 万円/年) |
| ☐ 農業機械・施設の取得(購入・借入)計画を立てている | ☐ 農地の確保(借入・購入)のめどがたっている |
| ☐ 農地の確保(借入・購入)は、農地法の許可要件をクリアできる | ☐ 営農のために用意できる自己資金がある
(万円) |
| ☐ 営農のために必要な資金額の見込みは立っている
(初期の設備投資の資金、営農1年目の資材・材料費、農地代等) | ☐ 営農資金が自己資金で足りず、融資制度を利用する場合、保証人が見込める |
| ☐ 活用する制度資金計画がある
(資金名 借入額 万円) | ☐ 就農後も、技術的な支援を受けることができる |
| ☐ 住宅を確保するめどがたっている | ☐ 営農資金のほか、当面の生活資金(1~2年)を用意している |
| ☐ 農業以外に本人や家族に収入を得る手立てがある | ☐ 農村で生活する場合、地域とのコミュニケーションの重要性を知っている |
| ☐ 農業に関わる共同作業や地域での役割が求められていることを知っている | |

※当てはまらない項目は、一般的にこれから農業を始める場合に心構えや準備が必要な項目であると考えてください。

※誰でも最初から全ての項目チェックできるわけではありません。時間をかけて、少しずつ解決していきましょう。 ※チェックできなかった項目について重点的に相談しましょう。

※今後、新規就農に向けて必要になる準備項目ですので、計画的に進めてください。

▶ 県内の就農相談窓口

名 称	管轄地域	郵便番号	所在地	電話番号
(公財)えひめ農林漁業振興機構	県下全域	〒790-0003	松山市三番町四丁目4-1	089-945-1542
愛媛県農業会議	県下全域	〒790-0067	松山市大手町一丁目7-3	089-943-2800
愛媛県 農林水産部 農政企画局 農政課 農地・担い手対策室	県下全域	〒790-8570	松山市一番町四丁目4-2	089-912-2215
愛媛県立 農業大学校	県下全域	〒791-0112	松山市下伊台町1553番地	089-977-3261
愛媛県農業協同組合中央会	県下全域	〒790-8555	松山市南堀端町2-3	089-948-5608
日本政策金融公庫 松山支店	県下全域	〒790-0003	松山市三番町六丁目7-3	089-933-3371
愛媛県 東予地方局 農林水産振興部 農業振興課	西条市、新居浜市、 四国中央市	〒791-0508	西条市丹原町池田1611	0898-68-7322
四国中央農業指導班	四国中央市	〒799-0422	四国中央市中之庄町1684-4	0896-23-2394
愛媛県 東予地方局 今治支局 地域農業育成室	今治市、上島町	〒794-8502	今治市旭町1-4-9	0898-23-2570
しまなみ農業指導班	今治市の内 旧吉海町、宮窪町、 伯方町、上浦町、 大三島町及び 越智郡上島町	〒794-2305	今治市伯方町木浦甲4637-3	0897-72-2325
愛媛県 中予地方局 農林水産振興部 農業振興課	松山市、伊予市、 東温市、久万高原町、 砥部町、松前町	〒790-8502	松山市北持田町132番地	089-909-8761
久万高原農業指導班	久万高原町	〒791-1202	上浮穴郡久万高原町入野263	0892-21-0314
伊予農業指導班	伊予市、砥部町、 松前町	〒799-3122	伊予市市場127番地1	089-982-0477
愛媛県 南予地方局 農林水産振興部 農業振興課	宇和島市、松野町、 鬼北町、愛南町	〒798-8511	宇和島市天神町7番1号	0895-22-3514
鬼北農業指導班	松野町、鬼北町	〒798-1331	北宇和郡鬼北町興野々1880	0895-45-0037
愛南農業指導班	愛南町	〒798-4194	南宇和郡愛南町城辺甲2420	0895-72-0149
愛媛県 南予地方局 八幡浜支局 地域農業育成室	八幡浜市、大洲市、 西予市、内子町、 伊方町	〒796-0048	八幡浜市北浜1丁目3-37	0894-23-0163
大洲農業指導班	大洲市、内子町	〒795-0063	大洲市田口甲425-1	0893-24-4125
西予農業指導班	西予市	〒797-0015	西予市宇和町卯之町 3丁目434-1	0894-62-0407
各就農予定市町	各関係市町	各関係市役所、町役場の担当課		

▶ 農業関係研修教育施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
愛媛県立農業大学校	〒791-0112	愛媛県松山市下伊台町1553番地	089-977-3261
農林水産研究所	〒799-2405	愛媛県松山市上難波甲311番地	089-993-202
花き研究指導室	〒791-0222	愛媛県東温市下林甲2210番地1	089-964-5867
果樹研究センター	〒791-0112	愛媛県松山市下伊台町1618	089-977-2100
果樹研究センターみかん研究所	〒799-3742	愛媛県宇和島市吉田町法花津7番耕地115	0895-52-1004
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 果樹茶業研究部門 落葉果樹コース	〒305-8605	茨城県つくば市藤本2-1	029-838-6455
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 果樹茶業研究部門カンキツ研究拠点 常緑果樹コース	〒424-0292	静岡県静岡市清水区興津中町485-6	054-369-7107
学校法人 八紘学園 北海道農業専門学校	〒062-0052	北海道札幌市豊平区月寒東2条14丁目1番34号	011-851-8236
国立学校法人 帯広畜産大学 別科 草地畜産専修	〒080-8555	北海道帯広市稲田町西2線11番地	0155-49-5321
日本農業実践学園(公益社団法人 日本国民高等学校協会)	〒319-0315	茨城県水戸市内原町1496	029-259-2002
公益財団法人 農民教育協会 鯉淵学園農業栄養専門学校	〒319-0323	茨城県水戸市鯉淵5965	029-259-2811
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 果樹茶業研究部門 金谷茶業研究拠点	〒428-8501	静岡県島田市金谷猪土居2769	0547-45-4101
株式会社 誠和 トマトパークアカデミー	〒329-0412	栃木県下野市柴262-10	0285-42-2787
学校法人有坂中央学園 専門学校 中央農業大学校	〒371-0805	群馬県前橋市南町2-31-1	027-220-1200
学校法人伊藤学園 テクノホルティ園芸専門学校	〒361-0025	埼玉県行田市埼玉4758	048-559-1187
日本農業経営大学校	〒108-0075	東京都港区港南2丁目10番13号 農林中央金庫品川研修センター5階	03-5781-3751
公益財団法人 国際農業者交流協会	〒144-0051	東京都大田区西蒲田5-27-14 日研アラインビル8階	03-5703-0251
ハヶ岳中央農業実践大学校(公益財団法人 農村更生協会)	〒391-0112	長野県諏訪郡原村17217-118	0266-74-2111
公益財団法人 自然農法国際研究開発センター	〒390-1401	長野県松本市波田5632-1	0263-92-6800
公益財団法人 農業・環境・健康研究所 農業大学校	〒410-2311	静岡県伊豆の国市浮橋1606-2	0558-79-0610
学校法人中野学園 オイスカ開発教育専門学校	〒431-1115	静岡県浜松市西区和地町5815	053-486-5770
学校法人国際総合学園 新潟農業・バイオ専門学校	〒950-0932	新潟県新潟市中央区長潟2-1-4	025-368-7123
タキイ研究農場付属園芸専門学校	〒520-3231	滋賀県湖南市針1360	0748-72-1271
公益財団法人 中国四国酪農大学校	〒717-0604	岡山県真庭市蒜山西茅部632	0867-66-3651
一般財団法人 日本きのこセンター菌茸研究所	〒689-1125	鳥取県鳥取市古郡家211	0857-51-8111
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 九州沖縄農業研究センター	〒861-1192	熊本県合志市須屋2421	096-242-1150

県内の農畜産物マップ(JA別)

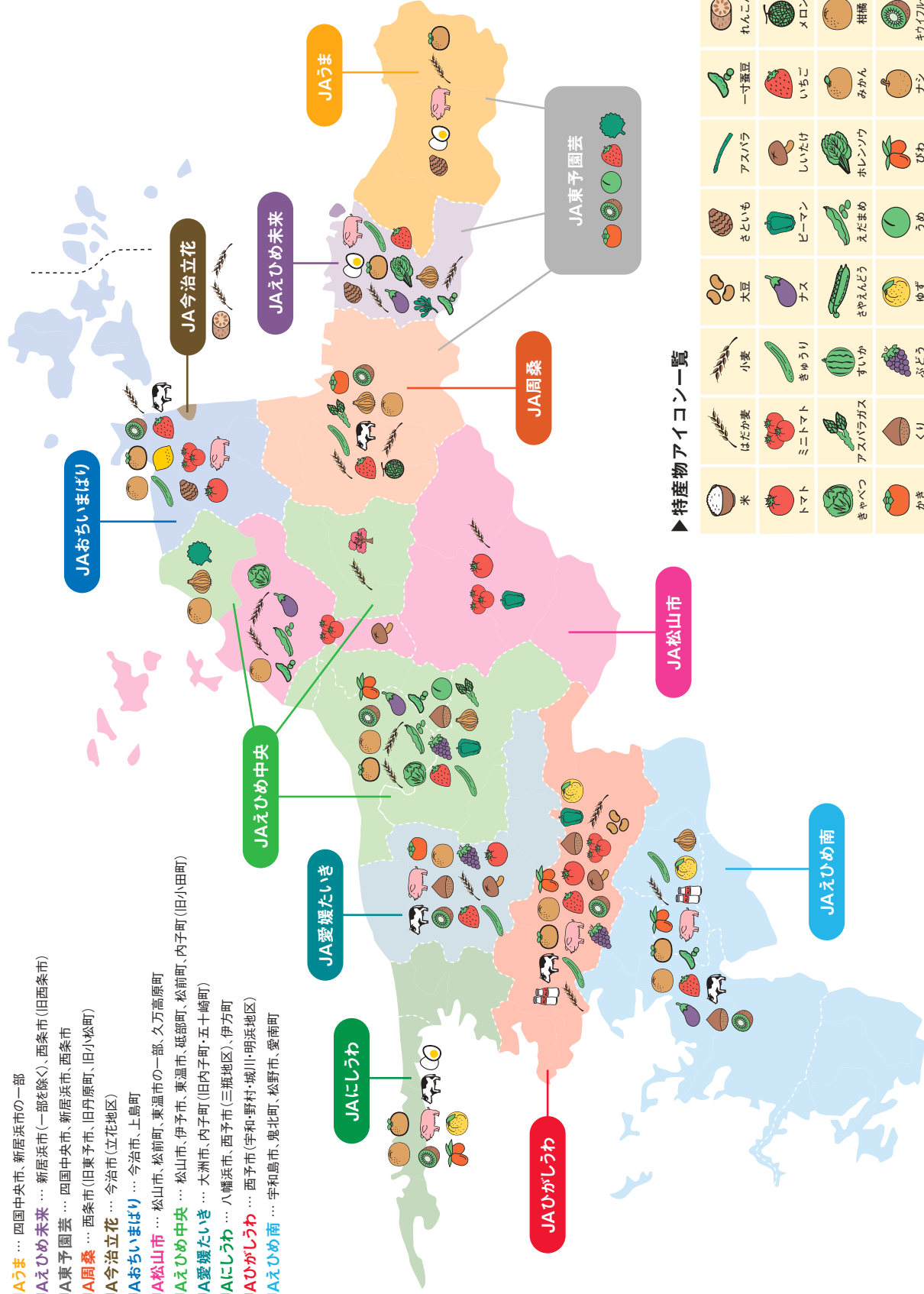
▶ 愛媛県の主な農産物等

区分	指標項目	年(度)	順位	生産量	全国シェア	指標項目	年(度)	順位	生産量	全国シェア
かんきつ類	かんきつ	R2	2位	192,938t	18%	うんしゅうみかん	R3	2位	127,800t	17%
	いよかん (47年連続日本一)	R2	1位	23,468t	92%	不知火	R2	2位	7,508t	19%
	ポンカン (18年連続日本一)	R2	1位	6,411t	35%	なつみかん	R2	3位	5,710t	19%
	河内晩柑 (19年連続日本一)	R2	1位	9,076t	73%	清見 (2年連続日本一)	R2	1位	5,822t	44%
	せとか (20年連続日本一)	R2	1位	3,315t	66%	レモン	R2	2位	1,721t	20%
	ゆず	R2	3位	2,804t	11%	カラ (13年連続日本一)	R2	1位	1,947t	66%
	愛媛果試第28号 (紅まどんな) (17年連続日本一)	R2	1位	4,200t	100%	はるみ	R2	2位	1,284t	24%
	はれひめ (17年連続日本一)	R2	1位	1,238t	79%	甘平 (14年連続日本一)	R2	1位	2,222t	100%
	天草 (20年連続日本一)	R2	1位	216t	52%	タロッコ (14年連続日本一)	R2	1位	266t	99%
その他作物	キウイフルーツ	R3	2位	3,390t	17%	くり	R3	3位	1,300t	8%
	アボカド	R2	2位	3.6t	25%	はだか麦 (36年連続日本一)	R4	1位	4,340 t	26%
	そらまめ	R3	4位	655t	5%	さといも	R3	4位	9,590t	7%
その他	直売所1施設 当たりの年間販売額	R2	1位	"101.6 百万円"	"(平均) 44.6 百万円"	6次産業化による 農業生産関連事業の 年間販売金額	R2	5位	760億円	(平均) 20329 億円

愛媛県農林水産部農政企画局農政課調べ

県内のJA別事業エリア

- **JAうま** … 四国中央市、新居浜市の一部
- **JAえひめ未来** … 新居浜市（一部を除く）、西条市（旧西条市）
- **JA東予園芸** … 四国中央市、新居浜市、西条市
- **JA周桑** … 西条市（旧東予市、旧丹原町、旧小松町）
- **JA今治立花** … 今治市（立花地区）
- **JAおちいまばり** … 今治市、上島町
- **JA松山市** … 松山市、松前町、東温市の一部、久万高原町
- **JAえひめ中央** … 松山市、伊予市、東温市、砥部町、松前町、内子町（旧小田町）
- **JA愛媛たいき** … 大洲市、内子町（旧内子町・五十崎町）
- **JAにしうわ** … 八幡浜市、西予市（三瓶地区）、伊方町
- **JAひがしうわ** … 西予市（宇和・野村・城川・明浜地区）
- **JAえひめ南** … 宇和島市、鬼北町、松野市、愛南町



▶ 特産物アイコン一覧

米	はだか麦	小麦	大豆	さといも	アスパラ	一寸豆	れんこん	たまねぎ
トマト	ミニトマト	きゅうり	ナス	ピーマン	しいたけ	いちご	メロン	レタス
きゃべつ	アスパラガス	すいか	さやえんどう	えだまめ	ホレンソウ	みかん	柑橘	レモン
かき	くり	ぶどう	ゆず	うめ	びわ	ナシ	キウフルーツ	葉
花き花木	七草	しそ	牛	牛乳	ぶた	鶏卵		



編集・発行

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構
(えひめ機構)

〒790-0003 愛媛県松山市三番町四丁目4-1

TEL (089) 945-1542 FAX (089) 932-7825 <http://enk.or.jp/>

E-mail enk-ikusei@enk.or.jp